

返戻金制度について

当社の情報提供により採用された求職者が、入社後、当人の責に帰すべき事由による解雇、または自己都合により下記の期間内に退職した場合には、当社は下記の率で算出した金額を返戻するものとします。ただし、求職者に対する処遇及び労働条件等が、採用決定時の労働契約内容と著しく異なることに起因する退職は、この限りではありません。

記

退職時期	返戻金の割合
入社日から1ヶ月未満で退職した場合	返戻金 支払った成功報酬の80%
入社日から2ヶ月未満で退職した場合	返戻金 支払った成功報酬の50%
入社日から3ヶ月未満で退職した場合	返戻金 支払った成功報酬の30%

ただし、紹介予定派遣の場合、派遣先で就業中の派遣労働者を求職者として紹介する場合には、この返戻金制度は適用しません。

また、返戻金制度は、有料職業紹介に関する契約書により別の定めをする場合があります。

株式会社アイエスエフネット
有料職業紹介事業許可番号 13-ユ-010728